

原子力発電所の安全対策の強化とエネルギー政策の見直しを求める意見書

平成二十三年三月十一日に東北・関東地方を襲った巨大地震とそれに続く大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらした。特に東京電力福島第一原子力発電所では、全電源が失われた後に、冷却水の喪失から炉心溶融、そして大量の放射性物質の放出など、史上最悪の事態に陥っている。

この原発事故によって我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令されたのはじめ、「国際原子力事象評価尺度（INES）」による暫定評価では原発事故の深刻度が「レベル七」とされ、大地震から四か月経った今もお収束していない。

また周辺地域では広範囲な避難指示のもと、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農作物の汚染や風評被害も深刻化している。

とりわけ今回の原発事故は、原発立地地域住民のみならず、隣接する県などを含めると、日本全国どこでもひとたび原発事故が起きれば放射性物質による被害の危険性があることを示しており、国民の不安は高まると同時に、現在のエネルギー政策を見直すべきとの声も広がっている。

この状況を踏まえ、原発の徹底した安全対策を早急に構築するとともに、今後のエネルギー需給の変化や経済・雇用への影響、低炭素社会への対応など、多面的に分析・検証をしたうえで国民合意に基づく新たな政策を策定し、国民の不安を払しょくさせることは国の責務である。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

- 一 今回の事故原因の詳細な調査を踏まえ、原発の安全対策について抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
  - 二 原発の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。
  - 三 国の防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと。
  - 四 今回の事故による風評被害を防止し、特に輸出品や観光などへの海外からの懸念を払しょくするよう万全の対策を行うこと。
  - 五 国は、自然エネルギーへの開発投資を拡大させ、コスト負担の国民的合意形成を図りながら、法整備も含めた普及・促進策に早急に取組むこと。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年八月三日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
総務大臣	片山善博殿
財務大臣	野田佳彦殿
文部科学大臣	高木義明殿
経済産業大臣	海江田万里殿
原発事故の収束及び再発防止担当大臣	細野豪志殿